

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域（二ホンジカ）の設定については、森林生態系多様性基礎調査において被害がある区域を基本とし、有害鳥獣駆除や捕獲の実績や、林業関係者や地域住民等から寄せられる情報により、次表及び図面4のとおり定めます。

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	地区
二ホンジカ	市内全域

(2) 鳥獣害の防止の方法

二ホンジカによる森林被害の防止に向け植栽予定地を中心に防護柵の新設、既存柵の改良及び食害防止チューブ等の設置、わな、銃器による捕獲等を実施することとします。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況や被害防止効果の確認のため、森林の巡視及び林業事業者や森林所有者からの聞き取りを行います。

なお、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対し助言・指導を行い鳥獣害の防止を図ります。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

松枯れについては、被害状況を把握し、被害跡地対策については、被害の状況に応じて天然力を活用した広葉樹への樹種転換を図ります。

ナラ枯れについては、被害の早期発見、早期防除に努めるとともに、国有林や周辺市町村との情報共有を図ります。

スギカミキリ等の穿孔性害虫の被害がみられる場合は、それらの防除にも努めます。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため、緊急に伐倒駆除を実施する必要がある場合等については、国や県と連携して、伐採の促進に関する指導を行います。

(2) その他

実施に当たり、実施時期、実施区域、実施方法について、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行い、適正かつ円滑な防除事業を行います。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

二ホンジカ、ノウサギ等による森林被害が発生しており、その防止に向け、森林被害の発生状況の把握に努めるとともに、行政機関、森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進することとします。

3 林野火災の予防の方法

山火事の森林被害を未然に防止するため、火災の発生が多い時期においては、山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めます。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施しようとするときは、森林法第21条及び「三次市火入れに関する条例」の規定に基づき、火入許可申請書を提出し、火入許可証の交付を受けたうえで火入れを実施することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおり該当ありません。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
該当なし	

(2) その他

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者その他関係者は、巡視等により、森林病虫害又は火災の予防その他森林の保護に努めるものとします。